

【右京区の文書 解説】

以下は、原則として『史料 京都の歴史 14 右京区』（京都市、平成 6 年）に基づいています。

◆U001 佐野(藤)家文書

佐野家は右京区山越に居住し、代々造園業を営む家で、京の桜守として知られる。当家の史料は明和 5 年の「植木屋仲間大仲間定写」から始まって明治 3 年の「植木屋社中申合定書」にいたるまで、ほとんどが植木屋仲間関係史料である。文化年間の植木屋仲間定の改定や安政年間の植木屋仲間再興に関する史料は、京都の植木屋仲間の実態を知る上で貴重な史料で、藤田彰典『京都の株仲間』にも一部紹介されている。また近代の「京都園芸業組合規約」・「京都府造園業組合回顧録」（昭和 26）・「京都府造園工事工業組合定款」等も近代の京都造園業史料として重要である。

◆U002 井上(与)家文書

井上家は、江戸時代は大覚寺に勤仕する一方、北嵯峨村の年寄もつとめていた上嵯峨村の旧家。明治以降は戸長や村長などを務め、観空寺谷新池の普請にもかかわっている。代々名前の一部に与の字を付けていたようで、文書では与七(延宝頃)・与助(元禄頃)・与十郎(元禄～嘉永頃)の名が確認できる。

現在伝来する文書群の構成は、160 点余が文書で占められ、これ以外は冊子 40 点余、絵図 1 点となっている。文書は、願書などの上申書類、借用証文や売券などの証書類が中心で、その他忘備録的な覚などの記録類も含んでいる。文書の中で最も多いものは証書類で、延宝 4 年佐助田地売券を最古のものとし、この他売券が 70 点余り、借用証文が 18 点残っている。願書などの上申書類は 38 点で、同家が北嵯峨村年寄を勤めていた時期のものが中心となっているようである。特に、寛保 2 年北嵯峨村が産所費用として永観堂祠堂金を借用、明和 4 年にその返弁をめぐる借用の仲介をした商人との間で訴訟に及んだ時の史料は、下書き・案文などを含め 14 点がまとまっている。また、天保 14 年涅槃会の式目改定をめぐる争論時のものも、改定された式目と共に伝来しており注目できる。この他、明和元年大聖寺と上嵯峨村との境内藪地をめぐる訴訟、明和 7 年北嵯峨村雑用銀の高割をめぐる訴訟に関する願書がある。冊子類は、村政に関するものと、同家家産に関係するものに大別できる。まず村政に関するものは、寛延 2 年の田畠山箇所覚帳をはじめ、安永 7 年年貢収納覚帳、文化 8 年の所領四方限控などである。なお田畠山箇所覚帳は、天明 2 年・天保 6 年など複数の年次のものが残っている。一方、同家家産に関するものは、文化 9 年の買物覚帳の他、文化 10 年の井上家藪田畠四方限帳、天保 12 年の田地譲り帳などである。

◆U003 小林(美)家文書

小林家は、天和年間頃相模国鎌倉より京都へ移住した家で、近世には大覚寺の地方役人を、明治以降は上嵯峨村戸長をつとめていた。文書は明治 7 年の布達綴りお

よび幕末の諸事覚帳、家系図がある。諸事覚帳は、安政4年から文久2年、文久3年から慶応2年、慶応3年から明治7年のものがあり、大覚寺地方役人、あるいは上嵯峨村戸長としての業務日誌的な内容が記されている。

◆U004 小松(敏)家文書

小松家は、承久の乱の際勢多の合戦で敗死した平忠経の末裔との伝承を持ち、江戸時代以降は庄屋をつとめた。文書群はその多くが近世・近代の簿冊類で占められるが、そのなかにあつて、唯一承久3年5月の官宣旨案は最古のものとして特筆できる。これは、承久の乱勃発時、後鳥羽上皇方が北条義時追討を命じて出したもので、承久の乱勃発時の様子をうかがえる好史料であると同時に、同家に伝来している系図の記述との関連が注目される。簿冊類の内近世のものは、諸地頭年貢上納控、年中入用控帳、上竹皆済証文綴り、年貢皆済証文綴り、および小作年貢取立帳など、庄屋の職務上同家に伝来したと思われるものである。なかでも諸地頭年貢上納控は文政9年のものを上限に、慶応2年のものまで21点を数える。他方、近代以降の簿冊は、愛宕講・松尾講・伊勢講など村内で行われた講に関するもので、愛宕神社や伊勢神宮への代参の勘定を記している。

◆U005 清凉寺文書

清凉寺は、浄土宗鎮西派に属す単立寺院で、「嵯峨の大念仏」で知られる寺院である。伝来する文書群の一部は、中世文書を中心として、既に『京都浄土宗寺院文書』において紹介されている。しかし、それら以外にも近世以降のものも相当数伝来しており、ここでは未紹介史料および近世文書を中心に述べておく。未紹介文書の中で最も古いものは、永禄年間に出されたと思われる伊勢国司北畠具教書状である。また、江戸時代初頭のものとして、上・下嵯峨に対し、寺内を追放された僧侶の探索を命じている板倉伊賀守書状、真言僧の追放に関して詫言を述べている清凉寺役者連署書状、寺内の検地に際して開山墓などへの縄入免除を求めた溝口勝右衛門他連署書状など、いずれも慶長年間頃の発給と思われるものがある。

近世史料は、本来あつた文書を後に一件毎に別の簿冊に写し直したものが多い。それらを大別すると、(1)寺への参詣や朱印や紫衣の下賜などに関して、武家や公家との交渉を記録したもの、(2)寺領や年貢などを書き留めたもの、(3)由緒や寺宝などを記した記録類に大別できる。量的に最も多数を占めるのは(1)で、約140点と全体の半数を占めている。その中で、元禄7年釈迦堂建立願其節出入之覚、元禄13年御朱印人馬願書口上覚、安永2年葵御紋附御改二付書上之控などが注目できる。(2)については、寛文9年三宝院田畠山林藪帳、享保6年清凉寺領町并人数書、年月日未詳の塔頭院領山藪田畠之覚などが注目できる。また、三宝院・二尊院山境争論記は、宝暦12年に起こった両寺の争論が詳しく記載されている。(3)では、棲霞寺と清凉寺との関わりを記した延宝2の栖(棲)清考記、元禄16年の清凉寺宝物帳、宝永6年の清凉寺由緒書が注目できる。また版本ではあるが、清凉寺の本尊の由来を記した釈迦如来梅檀瑞像三国伝来記は貴重である。

近代以降のものも、37点伝来している。これも簿冊の形態のものがほとんどで、時期的には、全国の寺社領没収が始まった明治4年に集中しており、清凉寺旧記書上、清凉寺明細帳、真言寺僧と出入之記、田畠藪地子山林抱地水帳などがある。また、

異質なものとしては、京都府社寺課がフェノロサの美術品調査への協力を要請した書翰がある。

◆U006 山口(新)家文書

山口家は、嵯峨明星町に所在する旧家で、主として近世には中屋(仲屋)という屋号で木屋(薪木屋)を、近代には中喜という商号で材木商および製材業を営んでいた。伝来する文書群は、年期が明確なものでいえば、延享年間から昭和40年代にわたるが、安政年間から明治期のものがその中心をなしている。同家文書は丹波・京都・大坂間の材木流通史を考える上で欠くことのできないものであると思われる。

近世文書は約500点程伝来しているが、土地・年貢類、証書類、勘定書類が多く、ついで書状類、講類、上申書類となっている。まず年貢類では、喜右衛門が幕末から明治4年まで川端村の収納取立役となっていることから、内見帳控3点、検見入用勘定帳2点、免割帳2点、収納米取立帳10数点、年貢皆済手形(天龍寺領・阿野家領・八幡公文領など)約90点などが伝来している。ほかには「川端村高控」、「広沢池北代廻・二ノ井関樋普請割高用」、「広沢池普請諸入用勘定書帳」(安政3)などが伝来している。証書類では延享・宝暦年間の譲渡証文が古いものであるが、借用証文が多い。特に注目すべきは、薪木屋株仲間解散直前に木屋清六の株を中屋庄治郎が売得したことを示す天保12年の譲渡証文や、慶応3年には中屋喜右衛門が薪木屋仲間の惣代をしていたことを示す借用証文である。勘定書類は家業に関するものが主で、「万覚帳」2点、「銭貸控覚帳」(嘉永6)1点、「御材木改帖」(安政3・4、文久2、元治元)4点、亀岡運上所の材木を落札したものとして「御運上落札控帳」(安政2)、「御運上松丸太控帳」(同3)2点などが伝来している。特に注意すべきは、文化8年の「積銀請取通」、安政2年の「木屋仲間入用控帳」「木屋仲間名前勘定帳」の2点であり、これらから木屋仲間が文化8年までには成立し、安政2年には76軒の木屋があったことがわかる。講類では、寛政元年の町内講、安政3年の木屋講をはじめとして深切講・堅栄講・神事講・方角講・相続講・川普請講・調達講などの通・受取証などが伝来している。上申書類では文化9年、嘉永元年の普請願書のほか、元治元年の口上書、記録類では「蛤御門一件」が、元治元年に起きた蛤御門の変への対応を伺わせて興味深い。そのほかでは「大峯山道中控」(文化9)・「松前行道中覚」(安政5)の道中記や元治元年の「渡月橋修復勸進帳」、嘉永2年の「北野天満宮九百五拾年御忌奉加帳」が注意される。

近代文書は約800点ほど伝来しているが、証書類、勘定書類、記録類が多く、ついで講類、上申書類、書状類となっている。証書類では、家業に関わる借用証文、受取証が中心であるが、借家・借地・小作に関する証書、家業相続に際する譲渡証書、嵯峨における金融機関の進出を裏付ける北桑融通会社・京都大内銀行・京都農商銀行・嵯峨銀行などの利息計算書・当座勘定書などがある。特に丹波山方の直営店である嵯峨店を中屋庄治郎に預けることを示す明治3年の取替証文や、北桑融通会社が明治23年までには嵯峨に支店を設けたことがわかる北桑融通会社支店の「通」は注目される。勘定書類も家業に関するもので、材木勘定書が多数あるとともに、「仕切書」24点、「売付書」6点、「材木筏送状」75点、「材木筏代価通知書」数十点などが伝来している。特に「惣仲間雑用諸式控帳」(明治6)、「四人組組合勘定帳」(明治7)の組合関係は注目される。記録類では大正年間の嵯峨材木会社の営業報告書の

ほか、喜右衛門が区長や村会議員をしていることから「下嵯峨村予算決算書」(明治 31～36)、「本村役場出入覚帳」(明治 37)、「嵯峨村会議案書」(大正 7～9)が伝来している。講類では、月掛講(白清神社)、弁財弁天風講社(無動寺)、義定講社(西国三十三箇所)、檀原神宮講社、一心講社(東大寺二月堂)、光明講社(東寺)、瑞穂講社などの通・受取証などがある。そのほか高田村に夜学を求める明治 12 年の上申書や、舶来品排斥・日本品購買を主張する明治 14 年の六益社同盟帳が興味深い。

◆U007 松本(直)家文書

松本家は江戸時代には大覚寺の家士をつとめた家で、幕末から明治初年の文書を所蔵している。大覚寺関係のものと思われる法会の際の供物の室札などの覚書、鎮守社の祭札の覚書があり、注目されるものとしては、幕末から明治初年にかけての触書や見聞を書き留めた「諸雑記」、「見聞記」、「日誌」などがある。慶応 3 年から明治 10 年頃にかけてのこれらの記録には、政治上の混乱をうかがうとともに地元嵯峨における維新期の様子を詳しく知ることができ、京・大坂の商人に交じり、下嵯峨村の住民のなかにも政府への献金に励むものが存在したことや、明治政府の元での京都府による池裏村などの買い付け地の水帳改めなど、興味深い事実をみることができる。このほか祇王寺が祇王・祇女の像の開帳を行うにあたり、徳島から人寄せのために人角を取り寄せることや、明治 6 年頃からは、小学校世話方としての当直の記事など、嵯峨の明治期の日常を知ることができる。このほか、同時期の世上風説の写本、浦賀来航の蒸気船、蒸気機関車の絵の写しなども残り、時代の推移に敏感な当家の様子がわかる。

◆U008 加藤(幸)家文書

加藤家は、葛野郡郡村の庄屋をつとめた家である。本文書は、近世の郡村を知る上で基本となる史料で、西京極地域に現存する文書の中でも重要なものの一つである。

内訳について簡単に記せば次のようである。(1)村定など村の取り決めや代官所からの触書の類 40 点。(2)用水や堤普請などをめぐる訴状、上申書類 314 点。(3)年貢免状、年貢皆済目録など 902 点。(4)借金証文、田畑譲り証文、奉公人請状など 517 点。(5)そのほかである。(1)については、元禄 2 年から天保 4 年にかけての郡村の村定がまとまって残っている。多くは博奕の禁止など一般的な内容であるが、松尾祭札の駕輿丁についての取り決め(延享 2)、桂川筋用水使用についての定(天明 5)など郡村に特徴的なものも含んでいる。(2)は郡村と周辺の村々とのかかわりを知るのに必須の様々な争論関係文書を含む。最古の文書は寛文 2 年の畑地相続に関する訴状であるが、村内の支配構造にかかわるものでは延宝 2 年開発田用水をめぐる百姓と庄屋との争い、また、近隣の村との関係でいえば桂川用水をめぐる川勝寺村との訴訟などに関する文書をはじめとして、幕末に至る。郡村は北を東梅津村と、南を川勝寺村と接し、両村とは用水、桂川堤、伏樋普請などをめぐって争論を繰り返した。特に川勝寺との用水争論は中世以来の井堰をめぐるものであるが、天明 5 年に「定」がつくられるまで争論が続いた。これ以後は堤普請など治水関係が多数を占めるが、桂川だけではなく御室川の治水が大きな課題となっていた。寛保 2 年の山ノ内村と郡・梅津・西院・夙・川勝寺 5 か村との御室川川浚争論は比較的初期のものであるが、

その後も御室川普請はしばしば問題となっている。(3)は寛永期のものが最古であるが、元禄年間から幕末までの免状類がそろっている。年号で見る限り、本文書でもっとも古いのは(4)に属する元和2年の替地証文である。最後に、(5)であるが、酒屋仲間と衣手神社の関係をうかがわせる「松尾衣手大明神祭礼縁由」(文化11)、争論関係の「御室川両岸田地絵図」(天明3)・「城州葛野郡十ヶ村村役連印桂川筋絵図」(文化15)など、ここにも近世の郡村を知る上で必須の文書が多数含まれている。

◆U009 広田(清)家文書

葛野郡郡村の旧家。もと飛鳥井家領でのちに小堀代官所支配となった郡村百六石余りの年貢免状など数点が残されており、飛鳥井家領の庄屋であった可能性がある。ただし、本文書最古の文書である寛政2年の年貢免状ではすでに上知されて代官支配となっていた。含まれている文書は、桂川沿いから丹波にかけて広い範囲の村文書を含む。とくに、桑田郡比賀江村などの村々と郡村木屋七郎兵衛との間で交わされた松筏関係の文書は、郡村に材木業が勃興していたことを示す史料の一つである。ただし、この木屋は嘉永年間の材木屋仲間との訴訟の結果、材木屋営業を許された三か所内に移転を余儀なくされた七郎兵衛のことと思われ、郡村に材木業は根付くことができなかった。そのほかの文書は幕末・明治期の証文類・勘定帳類である。

◆U010 地蔵院文書

地蔵院は、西京極東側町にある浄土宗寺院。川勝寺村のうち宿村の由来書、慶応から明治にかけての宗旨人別帳、元和5年に作成された桂材木町の由来、宝暦5年から安永3年までの川勝寺村のできごとを記録した「時代之事集書」、天保15年から弘化2年までの川勝寺村・宿村・紀伊郡新田村と郡村との間で争われた桂川筋での水論に関する文書を収めた冊子がある。

◆U011 寺尾(謙)家文書

寺尾家は「糶屋」の屋号をもち、喜兵衛・儀兵衛を名乗り、川勝寺村の庄屋をつとめた家であり、御室川の改修工事で尽力した。文久元年には、名字・帯刀が許された。

文書は、江戸時代中期から後期にかけての地方史料である。法令類2点、年貢関係2点、証文類264点、訴状・願書43点、田畑水帳・高覚等5点、戸籍類1点、系図類3点、書状1点、その他4点からなる。証文類には、金銭等借用状80点、家屋・土地等売券75点、奉公人・養子等請状40点、請取覚11点、相続譲状18点、講関係17点、その他27点からなる。金銭等借用状・家屋・土地等売券・奉公人請状等の宛先は、喜兵衛・儀兵衛と記され、江戸時代中期から後期にかけての寺尾家の経済力がうかがえる。訴状・願書の大部分は、領主桂宮家に宛てたものであり、川や樋の普請に関するものが最も多く、庄屋・年寄などの村役人の退役願、年貢減免願、御救米の拝借願、新畑の開発願等がある。

◆U012 林(忠)家文書

林家は古くから梅津で材木商を営む。近世における桂川沿いの材木仲間には、嵯峨組・梅津組・桂組の3組があったが、本文書はこのうち、梅津組に関するものを多く含む。文書は近世中期から近代にいたるが、なかでも寛政以後が圧倒的に多い。以

下、分類にしたがって、概要を述べる。法令類では、上記の三か所材木仲々間定書が注目される。宝暦8年5月付の定書が最も古いが、ほとんどが写しでかつ、三か所仲間合同の定書である。あるいは、安政2年・嘉永2年の酒造株に関する「定札・請書・酒会所定法写」も注意される。証書類では金子・銀子の借用状、請取状さらには田地売券といったもののほかに、寛政期以後ではあるが林家に対しての奉公人請状、あるいは身許請状の類がみられる。次いでC分類＝願書類では、役儀の変更に關する文書のほか、たとえば天保11年2月29日付の三か所材木屋年寄大八木幾右衛門他惣代3名が連署した休株についての願書、同年8月27日付桂・梅津村材木屋惣代木屋惣代の筏乗下場所新設儀についての願書など、材木仲間に関連する願書も多い。記録類では享保19年4月付「三ヶ所材木商売人名前帳」、享保19年～天保10年の「三ヶ所材木仲間御改株名前帳」といった材木仲間に関する基礎的史料のほか、文化から天保にかけての「三ヶ所材木屋懸方不埒人改帳」などもある。勘定帳類は享保以降、明治にかけてのもので、木寄帳、材木の石数割付帳、材木勘定覚など。また土地台帳は、長福寺領に関する物成の覚、内損帳などがあるが、年紀不明の文書が多い。講関係文書は、文化以後が大半を占め、寺院の修復仕法帳のほか、相続持寄講仕法帳、手当調達のための調達講仕法帳、頼母子講仕法帳といった、実にさまざまな講関係文書が含まれている。また絵図類では、寛政11年3月の「畑持主并請主名前書替際目等相改メ堅丸町絵図」ほか5点があるが、ほかはいずれも年紀不明である。

以上のように本文書群は、林家および梅津村に関する史料も含むが、その特色はなんといっても、材木仲間関係史料を多く含むことにあるといってもよいだろう。したがってこれまでも桂川材木仲間分析の史料として用いられることもあったが、ここでは藤田彰典氏著『京都近郊社会経済史』をあげておくことにする。

◆U013 広田(きよ)家文書

本文書群は元和以降明治にかけてのもの。のちにふれるが、本文書には大工関係史料が多いこと、「大工甚之丞」「広田甚之丞」などの名前がみられることから、広田家は梅津で大工を業としていたと考えられる。証書類は73点。享保から文久にかけてのもので、田地作職の売券、銀子借用状のほか、年季奉公の奉公人請状が寛政以後みられる。奉公人は京都のほか丹波・近江から来ていることが、これら請状によって知ることができる。次で訴状・願書類は寛政3年1月が最も古く、以後文政13年10月まで15点を教える。内容は済状・出入赦免願書・普請裁定願書などさまざまだが、なかに「西岡上組大工甚之丞」とあることから、広田甚之丞は大工組の西岡上組に所属していたのだろう。土地台帳は2点。一つは元和元年11月25日「長福寺領并地子水帳写」、いま一つは明治2年5月の「長福寺領東梅津村高物成帳」である。前者には小字名がつけられていて、これが長福寺門前の復元に貴重な素材となることは疑いない。仲間・講関係で大工仲間関係文書類5点。文政9年2月の「儀次郎家普請一作切一札」から明治13年10月の『大工会社総則』(印刷物)までである。この分類中には田辺組・西八条組・平岡組・亀尾組・平松組・西岡中組などの大工組を確認することができる。

以上のように、本文書群は大工組関係を中心とする。京都市内での大工組史料は件数としては多くなく、ことに京都西方の大工組文書は、本文書以外には発見されて

いない。そうした意味で本文書は京都における大工組織を解明するうえで、幾つかの素材を提供するものとなろう。

◆U015 野路井(盛)家文書

野路井家は日野有国を祖とする日野家につながる家柄で、当家 13 代経雄、14 代俊雄は後宇多天皇、後亀山天皇に祇候しており南朝と深いかかわりをもっていた。その縁からか応仁年間頃より大覚寺の坊官をつとめるようになった。大覚寺の坊官という当家の職務がら、文書は大覚寺関係、大覚寺の支配となっていた上嵯峨村関係、そして野路井家そのものにかかわるものの三つに大別できる。また、年代的には明記のない文書も多いが江戸時代初期から近代までの広範囲に及んでいる。

まず、大覚寺関係の代表的なものについて挙げると、当家 27 代盛俊が慶応 4 年から明治 2 年まで書き記した寺務日記である「公用記」がある。これは日次記事は勿論であるが、寺へ提出された文書、また、寺が提出した文書の写しも書かれており維新期の大覚寺の様子を知りうる貴重な史料といえる。また、寺関係のものとしては松平信綱・阿部正秋・牧野英成等の有力幕閣の書状が多数残されているのも看過しがたい。内容も将軍の法事の件、将軍子息の誕生、西の丸への移御など幕府の大事であり、大門跡寺院として公家の代表格であった大覚寺の置かれていた位置をよく語っている。

野路井家関係としては、当家の由緒を記した「野路井根本総本家歴世過去帳」(記載は昭和期にまで及ぶ)、「累代明細書」、寛深僧正の朱印を有する系譜などがみられる。また、家関係で興味をひくのは、18 代甫久の発明なり当家の特許にもなっていた遠望測量法である、嵯峨一流とも呼ばれた町積法関連の文書である。甫久の発明以後、他に伝授しないという盟文を取り伝授したとされるが、寛文から享保までのその盟文が残されており、大覚寺坊官という立場に加え、当家の家業を考える上の一助となろう。

なお上嵯峨村関係であるが、村のほぼ全体が大覚寺の所有となっており、野路井家も村内に居住していたため、先述の二者と明確に区別するのは困難であるが、家領替により村と取り交わされた証文、年貢の謝状、また村民たちが土地売買に際して嵯峨御所・野路井家に差し出した証書類がこの分類に入れられよう。

大寺院の坊官の家文書であるため、江戸時代を中心に近代にいたるまでの寺の推移、村と寺の関係などを知る手が掛かりとなってくれる文書である。

◆U018 石原(要)家文書

嵯峨嵯原清水町で砥石を製造し、江戸時代中期から明治にかけて庄屋・年寄役を勤めた家。文書は全 494 点のうち、田畑・屋敷などの売買証文、金銀銭札の借用証文、請状などの証書類が 220 点余を占める。元禄 7 年閏 5 月「永代売渡証文」(断簡)が最古のもの。明らかに明治期に記された文書は 97 点で、約 400 点が江戸時代中・後期の文書、もしくは年未詳の史料である。

本文書群の特色は、家業の砥石や石灰などの生産に関係する文書 64 点の存在であるが、砥石生産関連の初見史料は文政 8 年 10 月の「砥山譲渡証文」と比較的新しく、幕末期を中心とする史料といえる。天保 7 年 3 月の「奉差上御請書」によると、砥山掘主与兵衛が愛宕山福寿院領原村字大平山の砥石採掘権を 7 年間の年季で

請けていることがわかる。大平山での砥石採掘は年季の更新が繰り返され、更新時直前に提出される口上書には、土砂溜・石垣柵などを設けて採掘時の土砂崩落などの防止につとめる旨の文言が明記されている。万延元年4月「一札」によると、原村紋右衛門らが近隣の丹波中村の庚申山で石灰製造のための釜を設置することを認められ、釜数に応じた冥加金を支払って操業を開始しており、村人による砥石採掘や石灰の生産が村内だけでなく、村外でも行なわれていたことがわかる。また、「内曇り」・「並」といった砥石のランク別の注文催促願書などもわずかではあるが残されている。原村関係の史料も多く含まれているが、「原村越畑村出入御裁許書之写」には、元禄12年神吉下村と越畑村との国境山論の裁許。宝永元年丹波桑田郡7か村と原村との国境山論の裁許絵図裏書、享保15年12月原村領主福寿院領と同村内の広橋家領との甲之森の除地をめぐる争論の申渡、享保17年6月愛宕三院役者越畑村諸事改につき条目、天保8年「原村桃原池地并新田御糺之上為取替之写」、嘉永2年「越畑村桃原鍋浦之儀付高野家と争論書留」の6件の争論裁許の写しが1冊にまとめられて残されている。また、村の基本台帳ともいべき文政10年9月の「原村名寄帳」も残されている。

このほか神主仲間としての八軒衆について、古来より八軒衆に限り板破風上げが認められていたが、弘化3年2月、百姓共より竹破風上げを認めてほしい旨の願書が提出され、八軒惣代より認められたという史料も残る。また当家文書中に伝来経緯不明ながら、寛永元年「山城国葛野郡(太秦)安養寺村由緒書」が含まれている。

◆U019 川勝(治)家文書

嵯峨柹原若宮下町に所在する家。元禄9年2月付の原村年寄講の参宮入用銀子借用証文を最古の史料とし、伊勢講関係のものが大半を占める文書群である。特に、代参入用目録は元禄17年のものを初見として幕末にいたるまで約10数点が残されている。また、宝永5年の「歳寄講中後覚帳」は原村の年寄講の成立する宝永期から安政期に至るまでの様子が記されている。それによると、伊勢講は若衆講・中老講・年寄講の三講で構成され、この三講が氏神御供料、内宮・外宮への御供料、太夫(御師)への樽代・盃代、坊布施、酒(坂)迎入用などの代参費用を三分割して毎年の代参を運営した。伊勢講入講に際しては振舞いのうえ、銭200文を差し出すことになっており、入講したい旨を申し出た後、講で相談のうえ、約2か月後に入講が認められていることなどがわかる。

◆U020 田中(義)家文書

田中家は、明治期に水尾村区長をつとめた家で、伝来する文書群は証文や請状などの文書類と帳簿や横帳などの簿冊類、および絵図類に大別することができる。文書のうち証文には、立木売渡入札の際の落札証文、山林売渡証文、田地売渡証文、金子借用証文があり、なかでも立木の落札証文および売渡証文が合計61点と数が多い。立木の落札証文は、落札の際にすぐさま発行された切紙状の仮の証文と、その後発行される正式の証文との二種類がある。仮の証文には落札の字名と金額が記される程度であるのに対し、正式な方には字、落札金額に加えて、山の地権者、年限など契約に際しての付帯条件が記されている。山林の売渡証文は、安永9年を上限に、文化年間・安政年間を中心に明治10年のものまで41点が伝来している。

特に慶応3年、明治7年の証文は村の持山が売却される時のもので、2点共に村中として39人が連名している。また安政2年の証文は、村が困窮したため村民が分割所有していた山が売却された時のもので、山村の生活が苦しかった状況をよくあらわしている。簿冊類は、そのほとんどが近代以降のもので、地租改正の際の地租額の控帳や絵図帳、村費の出入控帳を中心とする。ただ「霊名録」と題された冊子はそうした中であって異質で注目できる。霊名録は、明治12年に書かれたようであるが、内容は最初に清和天皇を書き、その後村内13家の当主および延宝7年以降の各家の死没者と戒名が書かれている。水尾村は村成立に関して、清和天皇へ供奉した者がそのまま水尾へ残ったものという伝承をもっているが、この霊名簿はそうした村の伝承とのかかわりで記されたもののようである。

◆U021 松尾(正)家文書

松尾家は水尾村で庄屋をつとめた家。文書群は、山地の売券、養子請状、田畑の水利に関する証書類の他、庄屋日記、書状、円覚寺縁起などの記録類、水尾村絵図で構成されている。まず証書類をみると、そのほとんどが山地の売渡証文によって占められている。点数の合計は80点で、年代は元禄2年9月のものを上限に、明治12年のものまで、江戸時代中期以降近代までを含んでいる。他に山地に関するものとしては、文化8年12月に山地の交換を記した「山替地証文」がある。これら山地関係の文書の多さは、同村の生業が村の周囲を取り巻く山林と密接な関係によって成り立っていたことを示している。この他、文化5年3月の「畑新田出来につき懸樋通し承認証文」があり、山村での新田開発時における水利の取り回しの状況が知られる。一方その他の文書の内最も注目できるものは、明和3年から文政12年にかけて綴られた「庄屋記録」である。形態的には庄屋の役職上の重要事項を記した日記で、村内のできごとが日別に記されている。しかし内容的には単なる庄屋日記に止まらず、村政に関わる過去の記録(古記)の引用もみられる。特に慶安2年に定められた、愛宕神社門前における上嵯峨村領と水尾村領との境界決定の様子についての記事、あるいは延宝7年の検地の際、水尾村と愛宕山五院との間に取交わされた所領取り決めの一札は、後の愛宕神社門前での密商売の基礎となるものとして注目できる。また、元禄2年に書かれた「粟田山円覚寺之記」は、村内にある浄土宗寺院円覚寺の縁起で、当村では近世になってもなお清和天皇への信仰が続いていることを示している。

◆U022 平井(英)家文書

当家は文亀年中に先祖勝右衛門が摂津国多田荘から丹波国桑田郡美濃田村に移住、さらに越畑村を新開し、天正17年毛利民部太夫の検地によって2反7畝15歩、高1石7斗5升の屋敷地を永代御赦免地の庄屋給として与えられたという由緒をもつ。文書群中には当家の由緒に関係するものが多く残されているほか、越畑村内部での訴訟一件史料が3点ある。また、寛政11年3月の「三宮奉額発句合」、午正月「愛宕山奉納発句合」、年未詳「神吉下邑八幡宮奉額発句合」など、近隣地域を含めた俳諧活動を示す文化的な史料も含まれている。

◆U023 松井(宇)家文書

松井家は、系図の記載によると、南北朝期の大名赤松氏の流れを汲み、江戸時代初頭に松井氏と改めた。江戸時代は、大覚寺の子院大勝院の被官をつとめていたようである。系図のほかには、竹伐除銀積立仕法書、明治6年除地免除帳、太真若冲居士画賛がある。

◆U024 広田(英)家文書

葛野郡郡村の旧家。京都府地誌の原本である「皇国地誌編輯村誌」(明治15年7月)を所蔵する。「皇国地誌」の奥付には「戸長広田庄右衛門」とあり、当家が明治期には戸長をつとめていたことが知られる。「皇国地誌」の内容は、京都府地誌の該当部分と比較してもかなり詳細である。

◆U025 小笹(又)家文書

小笹家は、江戸時代西院村の大報恩寺領の庄屋をつとめた家。伝来する文書は、その大半が幕末期から明治初期にかけてのもので、その性格は庄屋の職務伝来したものと、自家に関係したものとに分かれる。まず庄屋文書については、やはり年貢に関するものが多く、文久3年大報恩寺領年貢皆済目録や、慶応2年の西院村大報恩寺領毛附書・庄屋又右衛門上納期日請書などがみられる。一方、小笹家の文書は、そのほとんどが証書類で、田地売券の他、金銭借用証文・勘定書などがある。

◆U026 衣手神社文書

現在松尾社の境外社となっている三宮神社の文書。古くから和歌にうたわれた「衣手の森」の後身と伝えられるが関連する史料は伝えられていない。文書は近世後期から明治期のもので、最も古いものでも、文政11年3月の「神輿再興につき井関水戸樽代銀請取証文」である。この文書は葛野郡郡村庄屋年寄らから桂材木仲間にあてられているが、ほかの文書もほとんどが村関係で、特に神社と関係しないものも含む。明治9年の「京都府廻達留書帳」など戸長役場文書も含まれ、郡村の共有文書として保管されていた可能性もある。

◆U028 中村(武)家文書

中村家の所在は、西京極河原町。中村家過去帳、および文政5年から元治元年までの葬儀にかかわる記録が残る。

◆U029 北尾(半)家文書

北尾家は、川勝寺村に居住して農業を営み、桂宮家領の庄屋をつとめた。もとは源右衛門と称し、のち半兵衛を名のる。昭和39年にまとめられた「北尾家過去霊簿」と「桂御所御用」と記された旗がある。

◆U030 上田(正)家文書

文政年間が2点、天保年間が5点。文政13年4月付の「取替一札」を除き、ほかの6点全てが、上田家が秘法としてきた漢方薬健脾丸に関するもの。ことに健脾丸の販売について、許可を求める内容となっている。

◆U031 北村(保)家文書

北村家は代々久世郡平川村の郷士であったが、幕末に花園村に移り住んだ。所蔵文書は第 25 代の当主が歴代の事跡を記した「北村家系譜」1 点である。

◆U032 堀内(敬)家文書

堀内家は花園村の旧家で、明治初期の彦三郎の代には戸長として法金剛院・木辻・池上村 3 か村の合併に尽力した。文書は明治 6 年の地租改正のおりに作成された「法金剛院村絵図」と大正 9 年刊行の『洛西覇者録』の 2 点である。

◆U033 富樫(利)家文書

加賀国守護富樫家の末裔の系図 1 巻。越前国へ移住してから近世後期まで記載されている。

◆U034 吉川(甲)家文書

吉川家は梅ヶ畑の旧家で平右衛門を名のっている。文書は村内中央部の広芝・中島二郷に関する地方文書で、内容は江戸時代後期の田・藪・山林の売券、金子借用書、普請願、差入証文等の証書類が多い。また年貢関係の簿冊として「広芝村二条城江上ヶ竹藪帳」1 冊(延宝 7)、「高雄山御物成帳」1 冊(天保 7)がある。明治期のものとしては「地下反別一筆帳簿」他がある。村絵図 1 点は、広芝・中島と高雄を中心としたもので、書写年代は不詳ながら江戸時代の村落をうかがわせる貴重な史料。

◆U035 脇田(宗)家文書

脇田家の所在は、西京極中町。系図 2 巻。一つは、前欠ではあるが、坂上田村麻呂にまつわる系図で、万治元年まで記載されている。もう一つは、昭和 37 年にまとめられた脇田家の系図。

◆U038 村瀬(芳)家文書

嵯峨越畑中ノ町に所在する家。「弘仁五年該地開闢より永禄十年迄、山城国葛野郡越畑村由来記」と題する冊子 1 冊が残されている。これは妙法寺左近允清利が永禄 10 年に記した史料の写し。小谷(宜)家文書の「腰畑村従来記」も同じ史料の写しであると思われるが、当家史料は書写年代が不明ながらも、より古い時期の写しであると思われる。

◆U039 松本(民)家文書

松本家の所在は西京極前田町。寛永 11 年の「桂材木町由緒書」と宿村の由緒を記した慶応 3 年作成の「村改名願書控」がある。

◆U040 常寂光寺文書

常寂光寺は嵯峨小倉山小倉町にあり日蓮宗に属する。所蔵の文書として前田玄以書状、延享年間頃の当寺 19 世が記した過去帳の写し、「究竟院僧正日禎聖人詠歌肖像」などがある。これらの文書によれば、当寺は広橋国光の子、日禎(元和 3 没)が本国寺を退隠し当地に來たり、第 1 世となり、寺を開いたとする。前田玄以書状は年

未詳のものながら日禎宛のもので、常寂光寺建立のことにふれており、当寺開創まもなくのものと考えられる。先述の過去帳は近代の写しではあるが、当寺の由緒に関し様々な事実を伝えており、第2世日韶代には、伏見城の客殿を移築したことや、小浜長源寺の門を当寺に移したことが記されている。

◆U041 吉田(正)家文書

伝来するのはいずれも明治以降の牛祭りに関係するもの。明治21年の冠面随画は、牛祭装束が関係する歌と共に描かれている。明治25年の牛祭冠面形は、麻太羅神や鬼といった、祭で装束を必要とするものについて、その面や冠の原図が描かれている。その他、大正2年の牛祭の祭文写しがある。

◆U042 海老名(勘)家文書

海老名家は、足利尊氏による天龍寺の創建当初から関係した家で、長門国萩の出自を伝える。江戸時代は代々庄右衛門を名のり、生田村の庄屋・大庄屋をつとめた旧家で、屋敷内に「是より西天龍寺領 文禄二年巳二月 庄屋藤右衛門」と刻んだ境界石が残る。そのためもあって、所蔵文書の大部分は生田村関係の村政に関するもので、元禄4年の生田村水帳写をはじめ、同年の高辻帳(竹田法印領地分)、明和8年・享保5年などの村明細帳、生田村の様子を詳しく記した享保6年の生田村大概様子書付など、江戸時代中期の文書を中心に、承応3年から明治30年までの文書が残る。これらの文書によって、生田村がある時期に伏見町の大助郷をつとめていた事など、江戸時代の村の状況については相当に知ることができる。また、有栖川や広沢池を水源とする灌漑用水に関し、伏樋や水門の管理について近隣諸村との取り決めや、修理についての文書なども、正徳3年以後天保7年までのものが残る。

別に天龍寺関係の文書として、彩色された「天龍寺境内内外区別実測図」や、「維新前天龍寺全図」、応永33年に臨川寺住持の月溪中珊が、天龍寺付近一帯を作図した絵図(応永欽命図)の写しなどもある。

◆U043 井上(太)家文書

井上家は、仙翁寺村で阿野家領の庄屋をつとめた家。文書群のうち江戸時代のものについては、年貢収納や村人取調べなど村政に関する帳簿類、田畑譲状や立木の売却、金子の借用などの証書類、そして願書などの上申書類に分類できる。まず帳簿類について、最も古いものは元禄13年の阿野様御知行御取帳である。このほか早い時期のものとしては宝暦12年の御収納勘定帳、文化12年の宗門人別改帳があげられる。これらは何れも同家が庄屋役をつとめていたために伝来したものであろう。これら以外の帳簿類は幕末期のものが中心で、天保4年の「阿野様御領田畑屋敷御改帳」、安政3年の「阿野殿仙翁寺村御領名前帳」などがある。次に証書類をみると、証書類には田畑・屋敷地・藪などの売券、金子の借用証文、あるいは文久3年に仙翁寺村が清滝村から松立木を購入した際の証文などが含まれている。証書類のなかでは売券が最も多く、時代も元禄2年から慶応元年までと、時期的な偏りはみられない。上申書類は、嘉永3年の年貢分納願、安政4年京都役所よりの用銀拝借時の願書6通が合綴されたものの2点が残っている。

近代以降のものは証書類が中心となる。中でも明治14年の屎尿之前借之証は、

井上家から金銭を借用した洛中の商人の負債が肥料購入代金で相殺されているもので、京郊の周辺村落と京都との関係がうかがえる好史料である。

◆U048 阿弥陀寺文書

嵯峨越畑南ノ町に所在する曹洞宗の寺院で、現在は北区雲ヶ畑中津川町の洞谷寺が兼務する。当文書の「安養山阿弥陀寺初開闢諸定規諸記録」によると、当寺は天禄元年田村準玄が阿弥陀堂を建立したことに始まるとし、元禄年中に無本寺禅宗阿弥陀寺として村惣堂となったものの、諸宗混雑し寺法も定まらず、安永3年奥羽秋田大川寺隠居活外によって中興、寛政8年、玄道が入山し禅宗寺院としての体制がととのえられた。「安養山年中行事記」は玄道の筆による当寺の詳細な年中行事録である。

◆U049 嵐山小学校所蔵文書

嵐山小学校は、嵯峨柳田町に位置し、旧慈濟院藪地を校地とする。文書としては、学校の歴史を記す「学校の沿革」をはじめ、明治末年からの地域にかかわるものを所蔵する。これらによれば、明治6年、下嵯峨村の柳鶯寺を校舎として開校し、後に嵐山尋常小学校と称し、明治41年に嵯峨尋常小学校と合併して廃校となる。その後、昭和39年分離独立し嵐山小学校となった。それにいたる、「下嵯峨分教場設置趣意書」など詳細な経緯を記すものがある。

地域にかかわるものとしては、材木係留所をめぐる「保管場所紛議日誌」、大正10年に記された「記録簿」などがある。

◆U050 池内(重)家文書

池内家は、上嵯峨池裏村で炭薪商を営んだ家。文書は、「延宝七年山城国葛野郡上嵯峨池ノ浦村二条御城え上ヶ竹藪帳」と題された竹藪検地帳1冊が残される。これは、延宝5年3月に命じられた五畿内・近江・丹波・播磨・備中の一斉検地の際作成されたもので、検地惣奉行石川伊織・検地本締め伴九郎左衛門などの名がみえ、山城国内の他の検地と同様の傾向がうかがえる。

◆U051 慰称寺文書

「元祖大師足ナカ御影縁起」(慶応4奥書)と「元祖大師縁起」(慶長18奥書)。ともに卷子。2点とも内容はほとんど同じで、梅ヶ畑所在の当寺に伝わる法然上人の影像「足半(なか)の御影」の由緒と、筑紫から行脚の旅に出て当地に慰称寺を創建した寂曇慰称上人が、紛失していた御影を探し出したことを述べる。「元祖大師縁起」の慶長18年奥書には疑問も残る。

◆U052 石田(真)家文書

当家は江戸時代高田村の庄屋を務めた家の分家。本家の石田公和家には文書はない。所蔵の文書には村政関係の文書は少なく、明治4年の「田地高物成帳」など数点にとどまる。主としては家関係の文書で、田畑売券や譲証文である。年代も享保12年・元文2年・寛保2年など江戸時代中期のものもみられるが、江戸時代末から明治期にかけての文書が多数を占めている。

◆U053 石田(実)家文書

石田家は、太秦安養寺村で庄屋を勤めた家で、文書 2 点と帳面 3 点が残る。文書は文政 10 年屋根破風造作願、安政 4 年破料につき治右衛門他連署証文。帳面は延宝 2 年の安養寺領水帳のほか宝永 7 年の高物成清帳などがある。

◆U055 伊藤(哲)家文書

伊藤家は法金剛院上村に居住して妙心寺領の年寄・庄屋役をつとめた家で、代々油屋利兵衛を名乗り、仁和寺宮より帯刀を許された。また明治期の当主芳太郎は米穀商を営むかたわら郡役所に出仕し、明治 22 年から同 34 年まで花園村村長をつとめている。文書は(1)江戸後期から明治にいたる証書類。(2)花園村の村政にかかわる文書群。(3)伊藤家の個人文書の三つに大別され、(2)(3)は近代文書である。

(1)の証書類の内、最も古いものは延宝 9 年の竜安寺養花院領田地の売券だが、これは文久 2 年に妙心寺西門前利八から油屋利兵衛に田地が譲渡された際に付属した文書である。このように土地集積の過程で伊藤家に入った他所宛の証書類や口上書・年貢皆済状などが若干はみられる。しかし大半は油屋利兵衛宛の金子借用証文、田畑・山林・藪地・家屋敷などの譲渡証文である。時期は寛政頃に始まり、幕末から明治 10 年代にかけてが最も多く、地域は太秦・安井・谷口・宇多野村域にまで及ぶ。明治の小作証書類もかなり残っているが、これらから伊藤家が近世後期から明治にかけて周辺の土地を集積し地主として成長した過程がうかがえる。(2)の文書は伊藤芳太郎が村政に関与した時期の文書である。明治 24 年 12 月には芳太郎を会長に花園村農談会が結成されたが、そのおりの「京都府農談会決議録」や毎年行われた豊談会主催の農業品評会に関係する書類が残る。明治 28 年 7 月宇多野鳴滝の小金原溜池堤防が決壊し、その被害をうけた御室川下流の京極・西院・川勝寺や吉祥院村などが花園村に損害保証を求めたが、この一件に関する「小金原溜池故障一件」・「御室川堤防破壊被害取調書」や決壊部分の絵図類もみられる。明治 30 年に京都鉄道二条・嵯峨間開通にともなって設置された花園駅関係の誘致嘆願書や用地買収の調査書類なども残る。「花園講会計当番手元牒」・「花園講諸書類綴込」は、御室小学校校舎増築資金を集めるため、明治 42 年に村内で催された花園講に関する文書である。「諸雑書類綴込」には明治 10 年から同 25 年に至るまでの花園村の学校・土地・税制水利などに関する村会決議書や京都府宛願書類などが写し取られている。これらは明治中期からの花園村の趨勢を知る貴重な史料だろう。(3)のうちでは、伊藤家が興した諸事業に関するものが注目される。伊藤家は豊富な資金をもとに、茶業や笋栽培などにも手を染めていた。その状況が「茶製職人簿」(明治 26)「笋契約書綴」(明治 20)に明らかとなる。ことに伊藤家生産の煎茶に関しては「第三回内国勸業博覧会出品願書」(明治 22)・「大正博覧会出品一件綴」(大正 2~3)や明治 24 年~35 年までの「関西府県連合共進会目録」などの記録から、博覧会・共進会などの出品が確認されるが、いずれにしても個人の領域を越え花園村の産業の状況をうかがうことができるだろう。また伊藤家は上京第二十組内の小学校・辻便所の糞尿汲取権を持っており、それに関する「糞尿約定書」(明治 19)「上京区第二十組町廁一件緘込」(明治 20)なども残る。個人的なものでは明治 16 年に先代利兵衛が死没したおりの相続一件書類、芳太郎宛ての多量の私信や履歴書などがある。

◆U056 井上(隆)家文書

井上家は右京区山越東に居住する家。文書は大別して(1)御所の御典医であった大町家の史料と、(2)山越村井上家の史料、(3)真継大和守家関係史料の3種類である。このうち山越村関係は10点。その内容は稲岡氏からの田地譲渡証文(文久2)6点と山越村の戸籍2点、絵図2点が挙げられる。真継家関係のものでは、慶安4年の伊勢例幣使に関する板倉周防守の書状や年未詳の「例幣雑記」、鑄物師支配に関する慶応元年の史料が興味深い。また文久3年起筆の「町触町用之控」は幕末維新の京の様子を克明に記したもので貴重。

◆U057 井上(義)家文書

井上家は、江戸期には太秦村庄屋を、明治期には葛野郡会議員をつとめた。現在残る史料は、文書10点と簿冊3点。文書は、寛政10年の普請願書が最も古く、以下文化12年の養子証文、弘化2年の借家請状、嘉永元年の有栖川宮祠堂米請取証文、明治3年租税免状などがある。ただ、慶応2年悲田院仲間より村方中に宛てられた勧進助成願書は、幕末の悲田院を知る上で興味深い。一方、簿冊は、明治2年の広隆寺門前の租税簿2冊と、大正12年の葛野郡会議事録が残る。

◆U058 梅津小学校所蔵文書

文書は以下の通りである。寛政3年2月15日付の大堰川二ノ井堰樋用水入用割りについての定書(卷子)。明治17年12月14日と同18年4月29日の「大堰川筋二ノ堰掛り養水伺ノ儀ニ付約定証書」(冊子)、昭和9年10月「颱風罹災状況報告」(冊子)、「学校沿革史」(冊子)。

◆U059 大藪(太)家文書

大藪家は、太秦村で江戸時代は庄屋を、明治には戸長をつとめた。伝来する文書は、安政5年有栖川宮家領土面帳、明治6年租税金取纏下調帳、および淳和校・山之内校関係文書綴。有栖川宮土面帳は、太秦村内の有栖川宮領について、耕作者・字・石高・年貢高が名寄の形態で記載されている。

◆U060 岡田(正)家文書

岡田家は、江戸時代京都所司代の与力をつとめた家で、伝来する文書群も大半が与力関係のもので占められており、大変興味深い。

与力に関するものとしては、寛保年間から延享年間にかけて書かれたと思われる定書条々が最も古く、かつ注目できるものである。これは、101箇条におよぶ目安の項目を列挙し、各項目についての判例とその典拠を記したものである。この他、同家が与力を務めるにあたっての参考資料や規定をまとめたものも数多くみられる。嘉永6年の「いろは帳」、元治元年の「禁中年中行事略」は、朝廷や公家に関する資料集として、また、「服忌例書」や「服忌令詳解」は与力の服務規定集として使われていたものであろうか。なお、江戸時代の幕府の年中行事や服務規定などをまとめたものとして知られる「柳営秘鑑」も3冊とはいえ伝来している。

◆U061 御室小学校所蔵文書

御室小学校は明治5年、谷口・木辻・池上などの近隣8か村によって御室立竪町に開校された。同6年に仁和寺塔頭皆明寺跡に移り、同29年に現在地に移転した。所蔵文書は「学校沿革史」2点のほか、皆明寺跡時代の校舎平面図や「小学校学校板間普請二付寄付帳」(明治7)「敷地払下一件書類綴」(明治10)などで、ことに明治初期の記録が多い。

◆U062 春日神社保管文書

春日神社は、当地にあった淳和院(西院)の守護神として、天長10年に奈良春日社を勧請したのに始まるといわれ、西院村の産土社でもある。伝来する文書は、神社に関係する神社文書と、西院村に関する村文書にわけることができる。文書群は傷みが激しく、全体の約1割が虫損や糊はがれによって判読不能となっている。まず神社関係の文書についてであるが、ここに分類される文書は点数的には少なく、28点を数えるのみである。内容は、そのほとんどが奉納物受取証文や祝詞・祭文などによって占められている。わずかに、安永4年村内の者が吟味を受けたことによって、同社での神事催行の可否をうかがっている文書がある。一方、村に関係した文書は非常に大部である。大まかに分類してみると、(1)触書・廻状などの下達類、(2)売券や借用書・請書などの証書類、(3)口上書・願書などの上申書、(4)免状・皆済目録など西院村年貢に関するもの、(5)幕末当村で行われていた講に関するもの、(6)戸籍類に分けられる。

まず(1)で注目できるものは、中河原村発信の廻状と添書であろう。差出しの年は不明なものの、賃銭の割戻しを行った時のもので、廻状と共に廻状が伝達される村毎の添書が残されている珍しいものである。ことに、添書の差出し・宛名の関係からは、当地域の文書伝達経路、村毎のつながりがわかり興味深い。次に(2)の証文は、田地売券、借用証文、借家請書を中心に、当文書群で最も大部分を占めている。特に借家請書は、享保から明和の約40年間に集中しており、56点が伝来している。(3)の上申書の類には、訴訟関係の願書、答書、普請願書などがある。特に寛延2年出作をめぐり隣村山之内村と相論に及んだ際の願書、明和5年村内紙屋川の川浚いに関する願書などは、複数の文書が伝来している。また明治26年の村内への巡査派出所設置をめぐり願書綴りも注目できる。(4)の年貢関係では、年貢免状と年貢の請取が中心となっている。中でも免状は寛文11年のものを上限に、延宝年間までの免状が集中的に残っている。(5)の講に関する史料は、幕末西院村を中心に行われた「永栄助勢」講に関するものがまとまっており注目できる。この講は、幕末西院村が多額の借財を抱えていたため、その負債返済を目的として、西院村はじめ周辺の村々の有志を募り行われたもので、当文書群には、講参加者の「通」の他、講懸金請取帳、講金割戻し金勘定帳、講金貸付利息勘定帳など、実際の講運営の際の記録類もまとまっており、今後検討が必要であろう。(6)の戸籍類では、寺請状が中心で、享保14年のものが最も古く、以下明治4年のものまで38点が残っている。

この他、上記以外のもので、書簡・絵図などがそれぞれ数点ずつ残っている。書簡は、西院村庄屋と他村庄屋間とで交わされたもので、西院村と吉祥院、唐橋村とのやりとりがわかる。また絵図では、鷹峯(北区)の護法山池での水樋の取り口絵図がある。

◆U063 榑(信)家文書

榑家は明治初年の安井村において村の要職についた家である。文書は、江戸時代の4点をのぞき、明治8年から昭和6年までの、村役として作成・受領したものばかりである。江戸時代の文書は、慶長17年の金地院領安井村内検帳が最も古い。これは写しであるが、字体等からみて正文と時代をへだてない時期の写しであると判断できる。

このほか、宝暦6年の御室御所御領御地面水帳、明和8年の御室御所御領御地面民図帳、禁裏及公家町絵図(刊本)が、明らかに江戸時代の作成にかかるものである。明治以降の文書では、明治7年の租税皆済帳、明治16年の分籍御願書など、村役に関連したものばかりであるが、特に御室川堤防上の樹木伐採出願関係書類が8点(明治15~22)まとまっている。これは、御室川堤防敷地が官有地に編入された結果、堤防強化のために村民が植えていた樹木の伐採に、府の許可を必要とするようになったことによる。これは入会地問題と同様に、近代的土地制度へ移行する時期に特有の問題であり、土地を村民が適宜利用できなくなったのである。明治19年には堤防敷地を民有地にしてほしいという願書が出されているが、その後も官有地のままであったようである。

◆U064 加藤(宇)家文書

加藤家は法金剛院村で御室御所御用達の菓子商を営んだ家で、屋号を大坂屋といい、肥後大掾を受領した。菓子業関係では「御菓子類覚帳」・「菓子見本帳」・「鑑札改添証文」(嘉永7)などの文書のほか、上菓子仲間の実際の鑑札(文政11・13)が残る。文書のうち最も古いものは寛政10年の大坂屋治兵衛宛「不通養子送証文」で、残りには幕末期の借用証文類が多い。なかに嘉永4年、木辻村中が紀州藩名目金150両を借用したおりに請人となった証文があり、加藤家の当時の財力が知られる。法金剛院が殿舎を修復した際に村中で行われた互借講の貸付状況を記した割付帳(嘉永5)もみられるが、加藤家が法金剛院の差配人として地域の寺院と結び資力を蓄え活動したことかうかがえる。伝来の経緯は明らかではないが、植木屋仲間の触書写(安政4)新シ屋庄八宛「植木屋渡世譲証文」(嘉永6)など植木屋関係文書も残る。

◆U065 葛野小学校所蔵文書

学校沿革史1点。昭和42年西京極小学校分校の設立運動から始まって同45年4月西京極小学校葛野分校開校式、翌46年葛野小学校開校式といった当校設立の経緯をはじめとして、現在までの学校の歴史が年表風に綴られている。

◆U066 河原(静)家文書

嵯峨越畑北ノ町に所在する家。先祖の河原長右衛門定勝は、豊臣秀吉の馬廻衆。住宅は京都市登録文化財。主屋は明暦3年の建造。文書は万治3年の愛宕山大権現講中および伊勢講衆中への田地寄進状を最古のものとし、明治13年の地券に至る古文書を残す。田畑屋敷の譲渡・売買証文が5点、いずれも江戸中期までのものである。また、延宝6年の「山城・丹波国境証拠書上案」や国境をめぐる案文が3点残されている。寛政から文化年間の当主河原西市は愛宕威徳院の家来であったが、村方百姓と村定や家格をめぐる争論となり、家名相続にも支障をきたす事態が起こ

る。その関係の史料が7点残されている。享保17年6月に愛宕山三院の役者が村政全般について定めた「御条目」については、村方と当家へそれぞれ御条目を与えて、村政の安定を図ろうとした様子がうかがえる。

◆U068 神部(武)家文書

神部家は中世以来北野社の神人を勤めた家で、木辻村に居住した。中世文書としては、江戸期の写しではあるが、北野社麴役に関する室町幕府奉行人連署奉書4点が残る。それらは天文14年の下京地下中宛、洛外地下中宛、上下酒屋土倉中宛のものと永禄4年の上下酒屋土倉中宛のものである。近世文書には神部家の当主に対する北野社神人補任状(宝永3)、社人補任状(宝暦14)、正六位下叙任を命じた口宣案(宝暦11・天明5・安永8・嘉永4)がみられる。また「北野天神縁起」(延宝7)・「菅原家系図」などからも北野社とのかかわりが知られる。

◆U070 北尾(久)家文書

北尾家の所在は西京極中町。日記類と旅行記からなる。日記類には、明治29年・30年・33年・37～39年、昭和5～7年の北尾家の日記や金銭出納簿がある。旅行記には、明治34年3月21日から4月8日までの中国地方・北陸地方・九州地方・四国地方を旅行したときの記録「漫遊日記」がある。

◆U072 窪田(寿)家文書

窪田家は御室村に居住し代々仁和寺に仕えた家で維新後は士族となった。所蔵文書のうちに御蔵米の渡状がかなり残る。それらは窪田秀太郎宛(文化4)・大監宛(文化13)・貞恒宛(文政11・同13)など窪田家中宛てのほか、田中直明宛(安政3)、写だが法光院宛(安永10)・正乳人宛(明和5)のものみられる。居宅名義変更に関する奉行所宛窪田掃部願書写(文政8)、文化8年から同13年までの日記、勘定控などの文書のほか、窪田家との関係は定かではないが「坊官土橋家系図」・「田中家系図」など他家の系図類も所蔵されている。

◆U073 車折神社文書

車折神社は、嵯峨朝日町(旧材木町)の下嵯峨街道北に位置する。「車折神社由緒調書」を所蔵し、この記録は明治8年、同15年、大正14年にまとめられたものを綴ったもので、明治15年のものは京都府に提出されたものの控えである。これによれば、祭神を清原頼業とし、頼業が桜を愛したことから、後鳥羽天皇の時に桜大明神の神号を与えられた。後嵯峨天皇が大井川に来たときには、当社の前で車が進まなくなったことから、車折神社と呼ばれるようになったとする。このほか、社辺の小石をひろって持ち帰り各家にまつる信仰を伝えている。

◆U074 高山寺文書

梅ヶ畑梶尾に所在する当寺は明恵の創建した寺院として知られ、もと古義真言宗の別格本山であったが現在は単立寺院である。国宝を含んだ多数の聖教類や古文書は、高山寺典籍文書総合調査団によって調査が進められ、その成果は『高山寺史料叢書』として刊行されている。そのうち古文書については、平安時代末期から江戸

時代初期までの主要なもの約 600 点を、同叢書第 4 冊『高山寺古文書』に収録する。しかし江戸時代前期から明治初期までの文書については、まだ公刊されていないのでここにその概要を紹介したい。その内容は、(1)中世文書の写し、(2)寺院関係文書、(3)江戸幕府発給の所領安堵に関するもの、(4)付近の村落にかかわるもの、に大分することができよう。(1)はすべて上述の叢書第 4 冊に収録されたものの写しである。(2)は本山の仁和寺御室御所からの書状・達書類、諷誦・供養等の請状、堂舎修復願状(享保 13)、寺内の石水院開帳に関する請状等、それに明治期の什宝に関する願書・白雲橋架橋願等の綴りであるが、量的にはそれほど多くない。(3)は歴代将軍の寺領宛行状(黒印状)と幕府禁制。前者は 3 代将軍秀忠から 14 代家茂までの内 11 通が現存する。また後者は寛文 11 年から文久 3 年までの 50 通を確認できる。(4)は寺領である一ノ瀬村についてのもので、特に同村を含んだ梅ヶ畑四か郷の供御人に関する勤仕覚・申状は、中世以来の伝統をもつ供御人の由緒を記したのものとして注目される。そのほか高山寺との関係では、郷民が寺領の山林で杣仕事をしたことを示す山林請状が数点、他に「御入木御用御改帳」(慶応 4)が残る。そのほか興味深いものとしては、梅ヶ畑村の六十六部塚の霊験が評判となって京都からの参詣人で賑った享保 17 年に、麩屋町竹屋町の丹波屋善助なるものがその参詣人を当て込んで、ところてん屋を出店したい旨を寺に申し出た願状などがある。

◆U075 小谷(宜)家文書

嵯峨越畑南ノ町に所在する家。永禄 10 年に妙法寺左近允清利が記した「腰畑村従来記」を文化 6 年に書写した卷子 1 巻と、これに登場する越畑開闢住人とされる 46 人の人名を抜き書きした「当村開闢住人先祖名前」1 冊、さらに昭和 60 年の小谷寅造氏の筆による「越畑の始祖らの生地考証」と題するノート 1 冊の計 3 点。「腰畑村従来記」は、村瀬(芳)家文書の「越畑村由来記」とほぼ同内容。

◆U076 小山(勝)家文書

小山家は現在、伊勢ノ上町に所在する。近世には阿野家領下嵯峨川端村において薪炭商を営み、屋号を上ヶ木屋(揚木屋)と称し、代々弥兵衛を襲名している。近代には薪炭の問屋・材木商として経営し、また下嵯峨村の戸長をつとめた家である。小山家に所蔵される文書群はおよそ 1400 点、その多くが田地屋敷地や金銭に関する売券・借用証書類であるが、薪炭商の経営に関連して伝来したものと思われる。文書の年代は享保年間より明治期にわたるが、特に幕末期を中心に多くみられる。以下、特徴的な文書を取り上げながら、その内容を概観していくことにする。

まず証書類については、先記したように、その大半が田畑屋敷地・山林敷地の売渡・譲渡証文、また金銭の借用証文であるが、古いものとしては、享保 6 年の「本物返シニ売渡申田地作職之事」、同 10 年の「売渡シ申田地作職之事」などがある。天保 4 年の「借用申銀子之事」や安政 5 年の「奉拝借御銀之事」には、「木屋仲間」・「薪屋仲ヶ間惣代」として、他の「木屋」と共に上ヶ木屋弥兵衛の名がみえ、また安政 5 年の「奉拝借御金之事」には、「三ヶ所材木御仲ヶ間 上ヶ木屋弥兵衛殿」ともみえる。こうした嵯峨・梅津・桂の三か所材木仲間・嵯峨の薪屋仲間に関する金銭の借用証文のなかには、臨時祭再興や寺院の祠堂銀といった名目金の貸付証文や、特に天龍寺・鹿王院との関係を示す証書類が多数残っており、仲間内外における金融シ

ステムの様相かうかがわれる。またその大半を占める証書類からは、薪木の産地であった丹波との関係や、小山家を含め薪炭問屋の経済力の大きさをみることができよう。

薪炭商の経営に関する近世文書については、文化2年に丹州船井郡薪抱組惣代上関村六左衛門他が木屋仲間に宛て、筏の荷物・乗り賃について取り決めた「応対為取替」や、薪炭取り引きの勘定書などが残っているが、点数としてはきわめて少ない。近代文書についても、「仕切」の勘定書や手形証書をはじめ、明治6年京都府知事に宛てた「筏御税木払下ヶ御願」、同じく明治8年の「御税薪御払下ヶ願」、これに関する値段書や代価上納書が残るが、総じて少ないといえる。そのほか、売掛代金延滞に関する訴訟関係の文書がある。これら多くの証書類、とくに田畑屋敷地の売渡・譲渡証文からは、小山家がかなりの土地を集積していたことかうかがわれるが、土地・年貢関係については、天保9年の「屋敷地子米勘定帳」や安政3年の「貸地年貢取立帳」・年貢収納帳などが残っている。また阿野家領や八幡公文所領、鹿王院・雲居庵領といった年貢皆済手形が数多くみられ、小山家の土地集積状況と共に、その経済的基盤をうかがい知ることができよう。

その他、記録・日記類としては、元文元年の「歳日記」および元文2年「永代記録帳」がある。年次をおって記されており、記載内容は多岐にわたるが、火災の記事が多くみられ、元治元年の「御得意方出火御見舞帳」や出火に際しての諸入用覚・「焼失届写」と共に、薪炭・材木を取り扱うという商売上、とくに出火・火災には注意がはらわれていたことがわかる。また文化6・7・12年に、各々西国・伊勢・善光寺へ巡礼・参詣した折の道中入用控帳や出入勘定帳、および善光寺参詣に際して、徳林庵から出された往来手形などが残っており、当該期の小山家の経営状況と照合することができれば、興味深いと思われる。近代における戸長の役務関係としては、戸長委任状をはじめ、伏樋の入費見積書や金銭取り集め仕法書、小廻舟の譲渡届け書や新造船の検印願書などがある。

◆U077 近藤(光)家文書

近藤家は、江戸時代西院村の大庄屋をつとめた家。伝来する文書群は、同家が庄屋をつとめた関係から村に関する内容のものが多く、保存状態が悪かったためか全体の約1割が虫損や糊はがれをおこしている。文書を概観してみると、(1)触書・裁許状などの下達文書、(2)願書・答書などの上申文書、(3)売券・借用証などの証文、(4)年貢免状・皆済目録や年貢請取など年貢に関するもの、(5)年貢高帳や戸籍などの記録、(6)上記以外の書状や絵図に大別できる。

まず(1)からみていくと、下達文書の形態は、他村から廻ってきた触書を手控の紙片に書留めた簡単なものから、別の帳面に触書を写し直したものまで様々だが、概して年代が明らかとならないものが多い。年代が判明するものとしては、寛政2年の触書留がある。触書以外の下達文書としては、宝暦10年の裁許状がある。これは、西院村内の車路町・新在家町と寺之内町との間で、西院村借銀をめぐる起こった相論に対する裁許で、写しであるにもかかわらず卷子に仕立てられており、その重要性を物語っているといえよう。(2)の上申文書には、訴訟などの願書のほか、普請願書が多数含まれている。まず訴訟願書では、宝暦11年から明和元年にかけて、村の借銀をめぐる村内が対立した際のもものが比較的まとまっている。また、宝暦7年、川の氾

濫によって悪化した丹波街道を村内の御土居上に築上したいとの願書も伝わっている。一方普請願書の方は、寛保3年から弘化5年にかけてのものが伝来しており、その数は45通にもものぼる。(3)の証文は、田地・家屋・山林の売券、金銭の借用証文、請書、金銭の請取証文など内容は多岐にわたり、その数も本文書群全体の約4割を占めている。特にその中でも売券の数は他を圧倒している。本文書群の売券に特徴的な点は、田地の売却がそのほとんどを田地作職譲状によって行われていることである。これは、書止文言から判断すれば田地の売券に疑いはないが、形式上はあくまでも作職譲状の形をとっており、文書形式と内容の相違が注目される場所である。このほか証文の中で注目できるものは、天明8年の山林売券である。この売券は、西院村が梅ヶ畑市之瀬村へ丹波国桑田郡田尻村の増井山という山林を売却した際のものであるが、これによって、本来山地を持たない同村が丹波国内に山林を所有していたことがわかる。次に(4)の年貢関係の文書の中では、年貢免状が最も多い。免状は天保8年のものから明治5年のものまで伝わっている。中でも明治3年の免状は、東寺や北野社・妙心寺といった西院村の領主毎に56通が残っている。一方皆済目録の方はというと、宝永4年・宝暦8年のものが古いものとして上げられるが、その他は免状と同様の傾向で、明治3年の皆済目録が最も多く、各領主が発給した様々な形式のものが35通ある。(5)の記録に関する文書は、形態的にはほとんどが簿冊で、近世の検地帳・名寄帳、近代の戸籍・小作人印影簿などに分けられる。近世のものでは元和3年の名寄帳が最も古く、この他宝暦年間の検地帳、寛政・享保・弘化の新田検地帳などがある。また享保8年の西院村御土居堀内新開場改帳は、江戸中期の西院の開発の様子があつかえ興味深い。(6)の絵図については、村絵図などは伝わっていないものの、西院村・川勝寺村境絵図、西院村火葬場略図、近代の西京村・西院村境絵図など周辺との境界を示した絵図がある。また、寛政8年の西院村新田字切絵図は、村内の字ひきやという新田について、田一筆毎の畦境・領主・作人・作物などを記しており、当時の新田開発や相給の状況が具体的に見て取れる。

◆U079 嵯峨小学校所蔵文書

嵯峨小学校は、明治5年上嵯峨校として開校して以来、現在まで120年余を経過している。文書は学校沿革史のほか、明治36年1月から同37年12月までの日誌、嵯峨尋常小学校時代の職員名簿、経常費一覧がある。なお学校沿革史には、沿革史資料として昭和10年水害時の公文書などが含まれている。

◆U080 嵯峨野小学校所蔵文書

嵯峨野小学校は、昭和16年10月に太秦小学校より分離創設され、学区は旧嵯峨野村域を中心とする。収集した文書は創設時に起筆し、昭和34年3月までの学校沿革を記した「沿革史」1冊で、これにより創設時の事情や規模が詳しくわかる。

◆U083 沢田(年)家文書

沢田家は川勝寺村に居住し、幕末期には長兵衛を名のる。江戸時代中期から後期にかけての証書類が大部分を占める。年貢関係史料、田畑や屋敷の売券、養子証文、家の立替願などがある。

◆U084 三宝寺文書

三宝寺は右京区鳴滝に所在する日蓮宗寺院。金映山と号す。開基は中正院日護上人で、寛永6年今出川(菊亭)経季と中山(今城)為尚によって建立された。寺の創建については「金映山三宝寺由来記」があり、この中に寛永5年の寺地買得に関する証文写や寛文11年8月2日の「金映山三宝寺由来之事」等が含まれる。また妙顕寺との関係を記した宝暦12年起筆の「妙顕寺ヨリ口上書并由緒書写」がある。十如寺との関係については、天明4年1月の「三宝寺掟書」・享和元年5月の「本末沙汰并役所向書類写」が残る。ほとんどが寺関係の史料で、大きく分けて三宝寺の土地関係・寺務関係史料と末寺である大將軍村の十如寺関係史料の2種に分けられる。土地関係では寛永6年の「仁和寺御門跡内勝運他土地売渡証文写」を最古とし、元禄期の三宝寺入口周辺の土地買収史料4点、宝暦年間の参道拡張に関する文書等が鳴滝村と関与するものである。そのほか、常寂光院宮や水戸瑤林院の回忌・回向に関する史料が多く残り、湯口出羽介・虫鹿織部の書状類はそれに関係するものと思われる。特筆すべきは宝暦12年より始まった妙顕寺との争論関係文書である。ことは三宝寺住職日静の後任を創建者である菊亭家と今城家が本寺である妙顕寺に無断で決定したことに始まる。一件に関する返答書は宝暦14年まで確認できるが済状は残らない。明治に入ってから、近在の瓦屋との互通文書があり、普請の様子が知られる。絵図類は安政2年の「山内妙見堂修復並籠堂取片付二付願書并絵図写」と年未詳「十如寺造作願書絵図」の2点が残る。

◆U085 高雄小学校所蔵文書

所蔵文書は京都市立高雄小学校と、それに付設された京都市高雄実業青年学校の学校沿革史2点。本校は明治6年に葛野郡梅ヶ畑小学校として現校地の近くに創立された古い歴史をもつ。昭和6年に梅ヶ畑村が京都市に編入されると同時に、京都市高雄尋常小学校と改称され、現在にいたっている。他方の高雄実業青年学校は大正5年に梅ヶ畑村農業補習学校として創立、昭和23年に廃校した。

◆U088 中路(正)家文書

葛野郡郡村の旧家。享保元年持明院家領の年貢皆済証文をはじめ、持明院家領関係の文書が中心。文書から、中路家は治右衛門を名のる庄屋をつとめた家と考えられる。持明院家は、しばしば郡・上里・下植野村3か村宛てに文書を出している(文化12、安政6)。また、文化3年には3か村連印で文書を出しているが、この3か村も前述の3か村と考えられ、持明院家に対しては行動をともにしていた。ほかに、行者講に関する文書数点を含む。

◆U090 長沢(一)家文書

長沢家は、江戸時代は太秦村庄屋を、明治以降は大石町取締など町役をつとめた。文書は、江戸時代のものと、明治以降のものに分けられる。江戸時代のものはそのほとんどが証書類で、寛文7年の田地売券を上限に幕末まで26点が残っている。この中では、大石中里村が村内に所領をもつ大徳寺より金銭や米を借用している証文が興味深い。借用は天保6年、嘉永3年、元治元年、慶応2年、同4年と計6度も及び、その借用方法も総見院など各塔頭や代官から借用する形態をとっている。

明治以降のものについては、こちらも証書類がその中心を占め、71点を教える。このほか、地券4点や規約3点などがあるが、全体的な傾向としては、江戸期のものとほぼ同じであるといえる。ただ、文書の中には大石町宛のものもあることから、本文書群には役場文書的性格もあるといえる。さて、証書類には、田地の売券の他、借用証文などがみられるが、近代の証文全体の3分の2にあたる43点については、金額のみが書かれた仮の領収証である。規約は、明治30年頃大石町内の規約が作成された際のもので、本文書群が役場文書的性格をも帯びていることの証左ともいえるよう。

◆U091 西京極小学校所蔵文書

学校沿革誌2冊、地図2点。「学校沿革誌」は、明治5年の学校の創立から昭和35年までのできごとを記載し、「沿革誌」は昭和37年に創立90年を迎えたのを機会にまとめたもので、昭和56年まで追記されている。地図は、校区を範囲としたものと京極村のもの。

◆U092 西原(兌)家文書

伝来する文書群は、江戸中期の帳面1点と、幕末から明治にかけての簿冊8点である。江戸中期のものは天明7年の北門前記録控帳で、天明から幕末までの日記である。幕末以降の簿冊類の中では、明治5年の式目并諸色定帳が目録できる。谷口村の詳細な村掟であるが、表書から天明年間に定められた村掟であることがわかる。

◆U093 西村(太)家文書

西村家は、山ノ内村で相国寺領の庄屋をつとめた家。伝来する文書は、すべて近世文書で、庄屋をつとめた関係から村にかかわるものが多い。文書群全体をみると、上申書類、証書類および年貢関係が比較的まとまって伝来している。それぞれの点数は、上申書類が71点、証書類が72点、年貢関係が43点と、全体の7割以上を占めている。

まず上申書類からみると、年貢などに関するもの、村内の河川の普請に関するものがまとまっている。例えば年貢関係では、寛政5年村内の田地年貢の一部を村の産土社である山王社に寄付することを願い出たもの、享和2年凶作のため、領主相国寺に救米の下賜を願い出た文書などがある。河川に関するものでは、安政2年紙屋川堤の杭柵が破損したことに伴いその修理の許可を求めたもの、慶応元年干損防止の名目で西高瀬川の改修を願い出たものなどがある。このほか、文化4年作兵衛という者が村内の夜番勤仕の免除を村中に願い出た文書、文政3年山王社の神主職の跡目相続に関する願書など、注目できる史料もある。次に証書類には、田地などの売券、金銭の借用証文、借家請状などがあって、庄屋に残る文書としては一般的なものである。この中では、寛政11年、拝借米の分配を記した拝借米配当証文は、当時の村の状況が具体的に知られる好史料である。また、寛政4年、西京村と三条台村(中京区)が上堀川町(上京区)に対し、堀川の石垣修復で迷惑をかけないことを誓った文書は、その伝来経過をも含めて、注目されることである。年貢関係のものも、文書では免状、勘定目録や皆済目録、冊子では水帳や高帳など村方に伝来

する年貢関係のものと大差はない。ただ、弘化 3 年西院村出作高覚帳は、両村の関係を知る上で重要である。

上記のほかに、当文書群は比較的多くの絵図を伝えている。特に安永 7 年に描かれた山ノ内村二条城納竹藪絵図は、当時二条城へ納めていた竹を産出する竹藪を記したもので、色分けも施された本格的絵図である。

◆U094 西村(義)家文書

西村家は、江戸時代山ノ内村の庄屋をつとめ、文右衛門を名のつた。文書は大半が江戸時代のもので、なかでも勘定目録・高附帳など年貢に関係したもの、田地売券や借用証文などの証書類、村内を流れる御室川・紙屋川の普請に関するものがまとまっている。年貢に関するものの内、勘定目録は文政 11 年から天保 5 年までのものが集中的に残っている。この他、天明 8 年吉田家領田地覚帳、天保 3 年山ノ内村高附帳なども年貢に関係したものである。証書類は、田地や家敷地売券の他、金銭の借用証文がほとんどであるが、その中で、領主吉田家の借用証文は注目できる。これに関する証文は 3 通が伝来しているが、それによれば、吉田家は文政 12 年・天保 7 年には銀 10 貫文ずつ、天保 8 年には金 100 両と、多額の借金を重ねている。村では吉田借銀利息元入控覚帳を作成し、吉田家の返済を記録している。普請関係のものは、天保 1・2 両年に集中しており、山ノ内村領紙屋川・御室川御普請入用覚、普請所仕法積書、紙屋川堤普請勘定帳、吉田家領分紙屋川筋普請所仕法帳切所控覚などがある。

◆U095 二尊院文書

二尊院は、上嵯峨にある天台宗寺院で、嵯峨天皇が二尊教院として開いたことで知られている。

文書の内中世のものに関しては、永仁 4 年備前国金岡東莊年貢に関する法橋信増の書状が最も古い。ついで建武 3 年の足利義詮御判御教書・光厳上皇院宣も伝来している。このほか、室町から戦国期のものが 40 点余あるが、特に越中国富山柳町に関する文書は、嘉吉から大永年間にかけて 13 点が卷子にまとめられている。

次に、近世文書は、朱印状や繪旨などの安堵状類、願書を中心とした上申書類、そして由緒などを記した記録類に大別できる。朱印状は、慶長 17 年の徳川家康朱印状をはじめ、家宣・家継・家慶以外の将軍からの朱印状が伝来している。繪旨は何れも紫衣繪旨で、享保 15 年の他、明和 8、寛政 11、天保 14、嘉永 6、明治 4 年のものが残っている。上申書の類では、文化 9 年の口上書が注目できる。これは、大覚寺が上嵯峨一円八丁町を門跡境内と主張し、境内にて二尊院門前と称することを咎めたことに対して出されたもので、二尊院は門前の由緒などを述べ反論している。

この他天保 13、文政 10 の普請願書、あるいは紫衣勅許を願った内々歎願仕候口上書(年月日未詳)などがある。記録類には、法然上人の画像として知られる「足引の御影」についてその由緒を書いたもののほか、般舟三昧院由来書、会所般舟院大体訳書などがある。

注)これ以外に、50 点余の中世文書も閲覧できる。

◆U096 仁和寺文書

仁和寺は光孝・宇多天皇の二代にわたり造営された御願寺で、歴代の門跡に法親王を迎えた皇室ゆかりの寺院として、御室地域の核となり以後の歴史を展開させた。仁和寺には中世・近世を通じ膨大な量の文書が残るが、ここでとりあげるのは、今回調査・撮影した、主に中・近世の山城国内寺領に関する文書である。

中世文書のうち南北朝期のものでは法印親口賀茂田地讓状(応安 7)・源氏女大宮郷田地売券(文和 2)などが見られ、室町期では康正元年の仁和寺修理に係る繪旨案や室町幕府奉行人連署奉書、山城国内散在所領の安堵と守護の違乱停止を命じた奉行人連署奉書(応永 25・同 26・寛正 6・文明 6・明応 2・同 9)や西岡開田庄内今里、壬生西五条田、九条勅旨田、常盤村内田地など山城国内の膝下所領に対する奉行人連署奉書、年貢算用状、売券、寄進状、書状類が残る。また織田信長朱印状(永禄 11・天正元・天正 3)や豊臣秀吉朱印状もみられるが、永禄 11 年の寺領安堵を命じた織田信長の朱印状は室町幕府奉行人連署奉書とともに出されたもので、当時の信長と幕府の関係を知る上で興味深い。

近世の仁和寺は福王寺・鳴滝・池上など葛野郡内 11 か村に 762 余石、紀伊郡竹田村に 740 石の寺領を与えられており、その関係の土地・年貢文書が多量に残っている。検地帳では宝暦・明和年間の川端・池上・福王寺・中野・谷・窪村分 6 点が残り、名寄帳では写しではあるが慶長元年の中野村分が見られ、福王寺村(正保 3)・西京村(寛保 3・延享元)の名寄帳も残っている。年貢関係では江戸前期の「村々年貢勘定帳」(万治 2～寛文 7)8 点が残り、年貢収納帳では山端(元文元～寛延 2)・御室御所廻(寛保 2・3)・西京村(延享元～4)分 25 点、及び享保 11 年から寛延 3 年まで毎年の竹田村年貢収納帳 18 点が残されている。さらに享保から文久にかけての法金剛院下村・池上村・谷村の年貢皆済状 23 点も残っている。

近代文書では「仁和寺創立由緒及沿革記」「古文書・古器取調帳」などの近代に編纂された仁和寺の記録類がみられる。また仁和寺には隣接する法金剛院の関係文書も所蔵されている。それらは平安末期の待賢門院庁下文案(長承 3)、中世以後では仁和寺門跡御教書(弘安 8・文明元)や禁制類(天文 22・慶長 5・慶長 19)などである。

◆U097 野路井(孝)家文書

野路井家は日野家につながる家柄で、代々大覚寺の坊官を勤仕、また明治時代に至っては上嵯峨村の戸長、嵯峨村の村長をつとめている。それ故、当家文書の大半は大覚寺の寺務にかかわるものが占め、そのほか、寺務に付随して上嵯峨村関係のものが残存する。時代的には室町時代後半から昭和期までの広範囲にわたるが量的には江戸時代後半から明治時代中期のものが圧倒的である。

当家文書で最古のものは永正 7 年 2 月 21 日の「政氏屋敷永代売渡状」で、これに続き享禄 4 年、天正 6 年の屋敷売券・讓状が中世文書として残されている。これらの証書類に記された地点は現在の場所に正確に比定することは出来ないが、上嵯峨村の中世を知りうる貴重な史料であることにはかわりない。

当家が大覚寺の寺務を務めた関係から、業務日誌といいうる日次記、寺用で他国へ出向いた際の所用日記、さらに大覚寺宮家の関係で保存していたと考えられる宮家の系譜類などの記録類が豊富である。日次記は寛政元年のものを早いものとして、文政期・天保期、それに明治 18 年のものがあり、江戸時代後半の寺および村の動

向を語ってくれている。また、江戸留日記(貞享元)・「御造営並御遷宮記」(宝暦 7)、寺の修復助成を幕府へ願うための「往反記」(寛政元)、「和宮様御東行前駆供奉道中雑記」等の所用日記の類は寺の動向とともに寺務坊官職の実態が知りえて興味深い。宮家関係の記録としては「皇統記」、「御系譜」、「四親王系譜」等の宮家の系譜類、「後水尾院仙洞三十六番歌合」(寛永 16)、「和歌二条伝来記」の宮中関係の記録、「大覚寺史略」(昭和 10 編)などの寺史類が挙げられる。

寺と直結する上記以外の文書としては、江戸時代後半を中心とした周辺の村々の田地売券、口上書、嵯峨御所へ差出された年貢の受取状が多く残されている。田地売券や年貢受取状はその土地の移動を知る上で大切なのは勿論であるが、上嵯峨村は江戸時代には北(上)嵯峨を軸として、大寺の境内を 7 村 3 町の小村が錯綜しており、それらの証文にみえる村名はその解決の得難い史料でもある。また、大覚寺を始めとして、清凉寺、二尊院といった大寺を存する村として、年中行事、祭礼の遵守は村として必至のことであり「諸社年中之覚」(文化 5)、「大念仏三ヶ村六斎大松明」の記録がそれを示している。さらに、大井川近隣で且つ愛宕山等の山林部にも隣接していたことによるのか、点数としてはわずかではあるが、寛永 11 年の「桂材木町材木屋由緒因縁書」などの材木屋関係のものも看過しがたい史料といえる。

このほか、村関係の史料として注目すべきものとして用水・水利関係のものがある。山林部が広大に占める当村付近は用水の確保は切実であつたらしく、江戸時代初期に菖蒲谷池の開削を行なった角倉家を顕彰する碑文(明治 4)、観空寺溪新池碑文(明治 16)等が残されているのもそのためと思われる。それは近代まで引き継がれ、近代の文書として、当家が戸長・村長として村政に深くかかわったこともあるが、明治 29 年、清滝川の水力利用のための発電所建設の際の許可願、発電会社の概要を記した「嵯峨水電株式会社仮定疑」、設計書等の一件書類が多数みえる。このほか、明治 45 年、木戸完一氏に著された『嵯峨村地誌』は当村の概要を知る好著である。

◆U099 橋本(成)家文書

永久元年 8 月 12 日付「清原正行譲状写」を最古とし、鎌倉・南北朝・室町に至り、大永 7 年がもっとも新しいが、ほとんどが正文である。以下、年紀のみを記す。建久 6 年 6 月、同年 11 月 6 日、建保 6 年 4 月 11 日(写)、貞応元年 12 月 3 日、元仁 2 年 3 月 18 日(写)、元仁 2 年 3 月 29 日(写)、建長 8 年 3 月 25 日、永仁 3 年 3 月 10 日、永仁 5 年 8 月 28 日、延慶 3 年 2 月 23 日、建武 3 年 11 月 28 日、建武□年 8 月 8 日、康永 4 年 4 月 1 日、同年 4 月 22 日、貞和 2 年 3 月 5 日、貞和 3 年 4 月 20 日、同年 10 月 4 日、同年 10 月 13 日、同年 11 月 27 日、嘉慶 2 年 9 月 2 日、文安 2 年 4 月 5 日、康応 3 年 8 月 10 日、寛正 7 年 2 月 22 日、大永 7 年 3 月 3 日。梅宮社領の開発、譲状、宛行状、社領紛失状等が中心を占め、大変良質の文書群。明治 19 年、内閣修史局が探訪した旨のメモ書きが残されており、鎌倉期の文書は『鎌倉遺文』に収載されている。

◆U100 平林(安)家文書

平林家は右京区鳴滝に居住し、現在造園業を営む家で、明治期には陵墓の陵丁をつとめた。史料は大別して(1)砥粉関係の史料、(2)陵丁辞令書類、(3)平林家の土地関係史料となり、ほとんどが個人の土地関係史料で占められている。そのうち「砥

粉土掘出し許可願書綴」(明治 4)や「砥粉製造場新築許可願書綴」(明治 31)等は砥石発掘地としての山越村の特色を示すものとして興味深い。

◆U101 福田(慎)家文書

福田家は下嵯峨村の郷土として知られ、中世から明治維新期にいたる文書が伝来している。一番古いものとしては、応永 20 年室町幕府將軍家御教書がある。細川満元署判のもので、少納言入道宛となっているが、この少納言入道と福田家の関係は不明である。紙背に花押があることから、手継証文であったようで、内容からみると山城国大井村下司職を安堵されたものであり、近世を通じて、福田家をはじめとした、下嵯峨の有力地侍層は下司仲間を形成していたことがわかり、この淵源を示す文書として注目される。下司職に関連するものとして、天正 2 年 4 月 8 日付の織田信長朱印状があり、灰方(西京区大枝付近)の者からの押妨を排除し、下嵯峨の地侍百姓にこれを安堵している。また、天文 2 年の天文法華の乱の際には、細川晴国方として福田氏は活躍し晴国から感状を受けている。この後も細川氏綱・国慶のもとで各地を転戦していたことを文書からうかがうことができる。

近世から近代にかけての文書については、福田家の由緒・身分に関するもの、年貢関係、材木関係、福田理兵衛に関するものがある。

由緒・身分については源満仲の末裔を称し、具体的な時代は不明なものの元光の代に嵯峨に居住し始めたとする。系図上では天文 5 年没の家知以後が記されている。村落内では、当村内に阿野家領があったことから、その年貢収納にあたっていたようであり、材木商売の株ももっていた。幕末には、勤王思想に目覚め国事に奔走した福田理兵衛が当家から出ており、文書では元治元年禁門の変の敗北により、長州藩が没落したのにともない、長洲藩の元で働いていた理兵衛も没落し、その折の混乱を示すものや理兵衛の借錢に関するものが残されている。

◆U102 法蔵寺文書

法蔵寺は右京区鳴滝泉谷町に所在する黄檗宗寺院。享保 18 年に紀伊郡竹田村より当地に移転。方丈は近衛家熙が寄進したもの。文書は 1 点で、元禄 7 年 8 月 2 日に緒方深省(尾形乾山)が福王子村泉谷の地を二条家から拝領したことを記すもの。

◆U103 妙心寺文書

妙心寺は臨済宗妙心派の本山で、山号は正法山。建武 4 年に花園上皇が離宮を関山慧玄に与えて開創された。この後、中・近世を通じて花園地域の核となり歴史を展開させた。妙心寺には創建以後の多量の文書が残るが、ここでとりあげるのは、調査撮影した、主に江戸時代の寺領関係文書である。

文書のうち法令・土地関係では「妙心派朱印之写」1 点と検地帳写が比較的好く残っている。朱印状は貞享 2 年の全国の妙心寺派 176 寺院に宛てたもの。検地帳は天正期(江戸期の写)分 7 点、寛永 11 年分 4 点、文化年間分 14 点で、妙心寺・竜安寺領であった西院・西ノ京・谷口・竜安寺門前・物集女・池上の各村のものである。記録類では、元禄 6 年に妙心寺の北門前を整備したおりの「妙心寺北門前修造帳」や、移転させた北門前の民家に関する願書類の写帳などがみられる。また寛政元年から同 4 年までの「竜安一件別記」が 5 点残る。この記録には、妙心寺末であった竜安寺が

寛政元年4月に本山へ17か条の申し入れを行い、それを発端として竜安寺が公儀へ妙心寺からの離末を願い出た事件の推移が記されており、江戸時代中期の両寺院の複雑な関係が明らかになる。また妙心寺の江戸中期の日次記も若干残っている。書状には、京都所司代の板倉重宗書状17点と牧野親成書状17点がみられる。年代は寛永から寛文にかけてで、全てが住持の入院に際して妙心寺が出した届に対する請状である。形式は書状だが住持交替の度に所司代が出した許可書の内容を持つ。

戸籍関係では、幕府が6年毎に行った人別改に対し、本山に宛て塔頭・境内・寺領や全国の末寺から出された「人別人数改帳」が残る。年次は宝暦6年・天保11年・嘉永5年・安政5年・元治元年分であり、所蔵文書の大半を占める量となっている。ほかには「竜安寺前之図并池上田畑之図」(享保12)「円乗寺田畑之図」(享保12)の2点の絵図が残り、享保頃の竜安寺門前村の様相がうかがえる。

◆U0104 山ノ内小学校所蔵文書

山ノ内小学校は、昭和10年淳和第二尋常小学校として、現在の西院小学校から分離・独立開校した。収集した文書は学校沿革史1冊。地名山ノ内の由来から書き起こし、平成元年に至るまでの沿革が記されている。

◆U106 吉水(佑)家文書

川勝寺称名寺に伝わった文書。書状が大部分を占めているため、年代はわからないが、寛永15年と記された文書が1点あり、その前後の文書であると推定できる。内容は、商家にかかわるものと考えられ、京・大坂・江戸との往来に関するものが含まれる。

◆U107 鹿王院文書

鹿王院は、嵯峨北堀町にある臨済宗の寺である。当寺はもと宝幢寺として、康暦元年、足利義満が夢告を受け、春屋妙葩(普妙国師)を開山として創建された。夢窓疎石の高弟、春屋妙葩の開山の寺であることから、臨済禅のなかでも夢窓門派(嵯峨門派)の拠点寺院として嵯峨に展開した天龍寺・臨川寺とともに栄えた。寺内には開山堂として鹿王院がつくられ、応仁の乱後の荒廃のなかでこの開山堂だけが残り、寺名を鹿王院として存続した。現在の様相は、江戸時代寛文年中の復興のものである。

当寺には、平安時代半ばより近代にいたるまで数千点の古文書が収蔵されているが今回探訪のものは、京都市域に関係あるものだけを抽出し、撮影している。文書のうち、当寺開創以前の平安・鎌倉時代のものは、寛治4年4月29日付「散位藤原某私領処分状写」(前欠)などにみるように、鹿王院に寄進あるいは買得された所領に関する手継文書である。

所領関係文書としては、京中では、綾小路町・高辻町・小六条・四条室町・綾小路室町・高辻万里小路・三条烏丸付近などの屋地に関するものをみることができる。小六条殿地5町については、元弘2年2月28日付「光嚴院院宣」、元弘2年3月18日付「梶井宮尊胤法親王令旨」、永徳4年1月20日付「真当小六条殿地寄進状」にみるように伝領と寄進への過程が比較的具体的に知ることができる。

荘園としては、但馬国鎌田荘・丹波国小河郷・伊予国弓削島荘棚野村・丹後国余

戸里・越中国井見荘・武蔵国赤塚郷・播磨国飾磨津・摂津国五百住村・同国倉殿荘地頭職・加賀国安吉保・同国松寺保、近郊では伏見金松名・上嵯峨仙翁寺村・下嵯峨野門前所領がある。これらについては、草創期の寄進、買得に関わる文書、その後の代官職請文などをみることができる。嵯峨地域においては零細な田畠が集積され、さらに天龍寺・臨川寺の間には在家が立ち並び門前集落を形成していたことがうかがえる。また仙翁寺村は上嵯峨にあることから大覚寺領の内にまで、後に開創された鹿王院領が侵出していることは注目される。

当寺は南北朝から室町時代にかけて名僧として公武の帰依を受けた春屋妙葩を開山とすることから、足利義満を始め足利将軍家、朝廷よりの文書をいくつかみることができる。なかでも貞治6年倭寇禁止を求めて来朝した高麗使への返書に関する足利義詮から春屋宛の書状は、高麗への返書を日本から出すにあたりこの任に春屋があたり、その肩書きには僧録の文字を冠するように指示している。この時期の外交の微妙な動向を示すものとして注目されると同時に、外交に本格的に関わり出す中世禅林の様相を示している。戦国期には当寺の繁栄も失われ、荘園の押領に悩み、三好長慶、松永久秀などからの安堵を受けようと、その文書を得ている。

江戸時代になると遠隔地の荘園はもとより、京中の散在所領も失い、わずかに門前と上嵯峨の仙翁寺村、伏見の樋爪村などを領有するにとどまった。寺勢はおとろえ、堂舎の修復もままならず、寛文年間に酒井家より出た虎岑により、その復興がなされた。もともとその後にも維持には苦勞し、酒井家との縁故を頼み援助を求める文書もみることができる。門前集落は内門前、外門前と呼ばれ、元文3年の人別改によれば、内門前寺ノ内には104人(男60・女44)、外門前築山町には77人(男48・女29)の住民が確認できる。門前ならびに仙翁寺村からは、普請願、宗門人別改をはじめとした文書が出されている。また近辺の山・畠の請地証文などが多く残されている。仙翁寺村は大覚寺領の内にあることから、しばしば争論の対象となり、これに関する大覚寺坊官からの文書を見ることができる。

このほか当地域の住民の墓所とされた円照墓所は鹿王院の支配のもとにあり、各町からの埋葬願いが出されている。寺院関係としては五山以下の官寺の住持になる際の官銭に関するものなどが残されている。

◆U108 広隆寺文書

広隆寺は、太秦の中心部に位置する真言宗寺院。文書はいずれも中世のもので、78点の文書が6点の巻子に調えられている。各巻子は、室町幕府将軍御判御教書、室町幕府奉行人連署奉書などの文書の形態別に、あるいは桂宮院領関係文書、桂宮院文書、武家消息など内容的に区別がなされている。この他、天文18年の牛祭祭文が残る。